

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

6月18日いわゆる「地域医療介護総合法」が成立し、入院院ベッド削減・軽度の要介護者の介護保険からの締め出し等具体化されようとしています。

引き続き、2015年通常国会には国保の都道府県運営化や入院給食原則自己負担化、保険外併用療養費制度(混合診療)の大幅拡大＝患者申出医療(仮称)の創設、保険給付対象範囲の整理・検討など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪案の提出が準備され、「医療・介護難民」の増加が懸念されます。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、6月24日「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」と「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の毎年2200億円の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として医療・介護分野を挙げ、「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす、社会保障を抑制する一方、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するものであります。「人口急減・超高齢化の克服」の名の下で、抜本的な制度改悪を打ち出し、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」流れであります。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。  
(答)確かにお聞きしました。(行政課)
- ②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。
- ★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差し押禁止財産は差し押さえないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。  
②③(答)愛知県東三河地方税滞納整理機構は県及び東三河の各自治体が協働して市税等の滞納額の縮減を図るために設置された組織であります。滞納整理を推進するとともに、各自治体の税務職員の徴収技術の向上を図ることを目的として、それぞれの自治体から職員が派遣されており、自治体の業務の一環として行っているものです。  
また、機構に移管する案件については財産調査等を実施し、滞納者の実情を把握し、市税

等の支払い能力を判断した上で対応しています。生活が困窮している状況であると認められる滞納者については、本市から機構への移管を行っておりません。早く相談してほしいと思っています。(税務収納課)

## 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(答)申請権を侵害することなく、また疑われるような行為は慎むよう留意して行っております。  
(福祉課)

- ②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

(答)貴重なご意見としてお聞きいたしました。  
(福祉課)

- ★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

(答)貴重なご意見としてお聞きいたしました。  
(福祉課)

- ④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

(答)面接相談員は配置しておりますが、警察官OBでの配置は考えておりません。(福祉課)

- ⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

(答)生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施する予定です。生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図るとともに、生活保護が必要と思われる方へは申請権を侵害することなく対応していきます。  
(福祉課)

### 2. 安心できる介護保障について

#### ★(1)介護保険料・利用料について

- ①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(答)第6期介護保険事業計画においても適正なサービス利用量、被保険者等のニーズに応じた内容をもって積算を行い保険料を制定する予定です。第5期では第3段階を新3段階、新4段階に分け9段階から10段階へと細分化しました。第6期につきましては、国が標準6段階から9段階に細分化を図ることを示しております。多段階の設定につきましては、適正に判断して参ります。  
(長寿課)

- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(答)介護保険料は市民税課税者の扶養を受けておらず、世帯全員が自己の居住用以外の固定資産を所有しておらず、かつ1,000万円を超える預貯金を保有していない者で、年間収入金額120万円(2人以上の世帯は、2人目以降35万円加算)の者を対象に保険料を1/3減免しております。

利用料は社会福祉法人等による生活困窮者に対する利用者負担の軽減制度や施設サービスやショートステイを利用する場合の食費、居住費の負担額認定制度を実施しております。

(長寿課)

#### (2)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待

機者を早急に解消してください。

(答)第5期介護保険事業計画にもとづき地域密着型の小規模特養 3 箇所、小規模有料老人ホーム1箇所、小規模多機能型居宅介護事業所1箇所の整備をしました。次期第6期計画において個々のサービスの具体的整備内容を反映して参ります。(長寿課)

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

(答)大塚・三谷中学校区に東部包括、蒲郡中学校区に中央包括、中部中学校区みらいあ包括、形原・西浦・塩津中学校区に西部包括及び支所の計5箇所設置しており、当面現行どおりとします。いずれも医療法人及び社会福祉法人に委託しております。委託費については業務量、内容を適正に把握して参ります。なお現時点で直営は考えておりません。

(長寿課)

③介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

(答)平成21年度に介護報酬プラス 3%が実施されました。また平成24年度も同じくプラス 1.2%が実施されました。なお、市単独の財政的支援を実施する考えはございません。

(長寿課)

### ★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

(答)国から詳しい指針が示されておりませんので、現時点では未定です。(長寿課)

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

(答)未知の部分でありサービスの質や低下があってはならないですが、懸念される事は承知しております。利用者負担は介護保険法に従い負担していただくこととなります。(長寿課)

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

(答)従来からの現行制度での要介護認定とすることとします。(長寿課)

### (4)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(答)ご本人の同意が前提ではありますが、シルバーカード事業を実施しており民生委員に安否確認をしていただいています。また買い物については現行の介護保険制度による訪問介護での対応や社会福祉協議会で実施している「ふれあい蒲郡」での利用となります。

(3)②新しい総合事業との関連もあり新たな課題と認識しております。(長寿課)

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

(答)高齢者の移動手段の確保として、70才以上と限定とはなりますがタクシー代3割引チケット制度をご利用ください。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

(答)ソフト面については地域福祉サービスセンター事業を実施している社会福祉協議会に補助金を交付し、住民参加の地域福祉事業として「いきいきサロン」の推進を地区単位で実施しております。

一方ハード面につきましては、H25年度、愛知県の補助制度を利用し、地域支え合い体制づくり事業の一環として高齢者の交流の場の拠点整備について補助しました。(長寿課)

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

(答)高齢者を対象とする公営住宅であるシルバーハウジングが市営丸山住宅10戸、県営春日浦住宅12戸、県営鶴ヶ浜住宅20戸の計42戸が整備されています。(長寿課)

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。  
(答)利用者のアンケートを過去に実施しました結果、週3回昼で内容は、現行どおりとします。なお、前回のアンケートから5年が経過しており、状況の変動も考えられますので本年、アンケート実施を予定しております。(長寿課)
- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。  
(答)住宅改修費は非課税世帯のみを対象として実施しております。福祉用具購入費、高額介護サービス費については、現時点での制度導入は考えておりません。(長寿課)

### ★(5)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。  
(答)介護保険法に基づく要介護認定は、障害や機能の状態を直接判断するものではなく、介護の手間のかかり具合を判断して認定します。一方、障害者控除の対象者を市町村が認定する基準は、「知的障害者に準ずる場合」もしくは「身体障害者の1～6級に準ずる場合」又は「ねたきり者」とすると厚生労働省からの事務連絡に示されています。  
このように、判断基準が異なることから、要介護認定の結果のみをもって一律に障害者に該当するかを判断することは困難です。従いまして、すべての要介護認定者を障害者控除の対象とすることはできません。引き続き従来どおりとします。(長寿課)
- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。  
(答)上記①のとおり、要介護認定は「介護の手間のかかり具合」を判断するもので、障害者かどうかを判断するものではありません。従いまして、障害者控除対象者の認定書又は申請書を自動的に個別送付することは、要介護認定された方の心情を慮ると一概に好まれることとは言えません。このことから、すべての要介護認定者に認定書又は申請書を送付することは考えておりません。  
ただし、平成26年7月から障害者控除に関する内容を含む様々なサービスに関する「お知らせチラシ」を要介護認定結果通知に同封し、要介護認定者全員に送付して障害者控除についての周知に努めています。(長寿課)

### 3. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。  
(答)子ども医療費助成、精神障害者医療費助成、後期高齢者福祉医療費助成については、県の補助部分を拡大して実施しています。(保険年金課)
- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。  
(答)蒲郡市では、県の補助範囲を拡大し15歳までの通院・入院の自己負担分を助成しており、県内の医療機関への受診について現物支給としています。(保険年金課)
- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。  
(答)精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者への精神科以外の通院・入院に対する自己負担分の助成を、平成26年4月診療分から、2分の1から全額助成へ拡大しました。(保険年金課)
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。  
(答)後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施し、愛知県後期高齢者医療広域連合が保険者であり、市単独で医療費負担を無料にすることはありません。ただし、市民税非課税で独り暮らし高齢者は、市単独助成で後期高齢者福祉医療費給付の対象としています。(保険年金課)

#### 4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(答)現在、産前14回分の健診については、無料です。ただし、妊娠の有無を確認する初回健診については、国が示す基本的又は標準的な妊婦健康診査の項目に含まれていないため、本市の健診内容に含める予定はありません。また、産後1回の健診についても同様に、現在のところ無料にする考えはありません。(健康推進課)

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

(答)確かにお聞きしました。(教育委員会庶務課)

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

(答)確かにお聞きしました。(学校給食課)

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

(答)児童福祉法第24条において、市町村は、保育を必要とする子どもを保育所において保育しなければならないとしております。今後とも保育所における保育については市が実施責任を負います。

子ども・子育て支援新制度では、認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付及び、家庭的保育事業等の地域型保育給付の創設による、教育・保育の総合的な提供により、すべての子どもの良質な成育環境が保障されます。

#### 5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポ

スター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(答)①～④については、確かにお聞きしました。(保険年金課)

## 6. 障害者・児施策の拡充について

①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

(答)障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用者負担に関しましては、現状の制度において、18才以上であれば本人及び配偶者、18才未満であれば本人及び18才未満の兄弟及び両親を世帯として、非課税世帯であれば利用者負担は無くなっており、課税世帯であっても、限度額はかなり抑えられております。蒲郡市として、その利用者負担に助成等は考えていません。(福祉課)

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

(答)訪問系サービス、移動支援の支給時間に関しましては、利用者の意向を聞き取り、適正に支給してまいります。(福祉課)

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

(答)移動支援の通所、通学の利用に関しましては、個別ケースの状況を検討し対応してまいります。(福祉課)

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(答)国の指導による取扱にて実施しており、一律にそれまで受けていた障害福祉サービスを大きく制限するような取扱をしておりません。(福祉課)

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

(答)利用料徴収をやめることは考えておりません。現行制度でご理解ください。(長寿課)

★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

(答)入院中のヘルパー派遣は認めていませんが、通院時の院内介助は認めています。尚、蒲郡市では、医療従事者との意思疎通及び診療行為の円滑化を図ることを目的として、発語困難等により医療従事者との意思疎通が図れない場合に、その者との意思伝達に熟達している者を派遣する「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。(福祉課)

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

(答)蒲郡市では、障がい者支援センター及び市内4ヶ所の事業所に対し、障害者相談支援事業を委託し、障害者(児)等からの相談に対し、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行っています。(福祉課)

## 7. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(答)陳情については、確かにお聞きしました。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(答)市独自の助成制度(3,000円助成)を9月末で廃止し、10月の定期接種化からは2千円の自己負担で接種が受けられます。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるよう

にしてください。

(答)現在、愛知県の補助金を活用して接種費用の一部を助成する事業を行っています。無料にする考えはありません。

### 【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

#### 1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

(答)陳情については、確かにお聞きしました。(税務収納課)

②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

(答)確かにお聞きしました。(保険年金課)

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

(答)貴重なご意見として受け取りました。(長寿課)

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

(答)確かにお聞きしました。(病院事務局)

⑥精神障害者を精神科病院に困り込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

(答)確かにお聞きしました。(病院事務局)

⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(答)貴重なご意見として受け取りました。(長寿課)

⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

(答)確かにお聞きしました。(福祉課)

#### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

##### (1)福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。(保険年金課)

##### (2)県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

①国民健康保険への県の補助金を復活してください。

(答)確かにお聞きしました。(保険年金課)

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

(答)確かにお聞きしました。(病院事務局)

以上